ただし、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間については、次表の割引率を適用する。

月　間　利　用　額	割　引　率
５千円を超え、１万円までの部分	20パーセント
１万円を超え、３万円までの部分	30パーセント
３万円を超える部分	40パーセント

(ロ)　契約単位割引

高速国道について、コーポレート契約に基づく利用者の月間利用額（２会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車１台当たりの月間平均利用額（２会社が管理する高速自動車国道の自動車１台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。）が３万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

③　ＥＴＣ前納割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ　割引率

割引率は14パーセント以下とする。

④　深夜割引

イ　割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に、高速国道又は別添６に掲げる高速道路を通行するＥＴＣ車。

ロ　割引率等

割引率は30パーセントとし、高速国道及び別添６に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は、対距離制区間、均一制区間の各区間又は別添６に掲げる各高速道路の別に算出（対距離制区間のうち津田東インターチェンジから高松東インターチェンジまでの全部又は一部の区間と当該区間以外の区間を連続して通行する場合には、当該区間と当該区間以外の区間の別に算出）することとし、それぞれの割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

⑤　平日朝夕割引

イ　割引をする自動車

①イに掲げる自動車のうち、高速国道又は別添６のうちＡ若しくはＢに掲げる高速道路を通行（大都市近郊区間のみの通行又は均一制区間の通行を除く。）し、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）の午前６時から午前９時までの間又は平日の午後５時から午後８時までの間に料金所を通行する自動車。

ただし、本割引（２会社及び西日本高速道路株式会社が別に定める者が適用する本割引を含む。）の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に再度当該割引の適用を受けた同一のカードを使用して料金所を通行する場合を除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に均一制区間、鹿児島道路、京奈道路、長崎バイパス、京都縦貫自動車道、関西国際空港連絡橋、武雄佐世保道路又は佐世保道路を含む場合。
近畿自動車道敦賀線と京都縦貫自動車道を、近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクション（近畿自動車道敦賀線の綾部ジャンクションと京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の京丹波わちインターチェンジ（京都府道路公社が管理する丹波綾部道路の京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジまでの区間の一部が供用した場合は、当該区間の端末のインターチェンジ。）を連続して通行する場合に限る。）と京都縦貫自動車道の丹波インターチェンジを経由し連続して通行する場合（京都府道路公社が管理する丹波綾部道路のうち京丹波わちインターチェンジから丹波インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。
山陽自動車道吹田山口線と中国縦貫自動車道を山陽自動車道吹田山口線の尾道東インターチェンジと中国縦貫自動車道の三次東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国縦貫自動車道と中国横断自動車道尾道松江線を中国縦貫自動車道の三次東インターチェンジから中国横断自動車道尾道松江線三刀屋木次インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
山陽自動車道吹田山口線と一般国道31号（広島呉道路）（以下「広島呉道路」という。）を、山陽自動車道吹田山口線の広島東インターチェンジから宮島スマートインターチェンジまでの間の各インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道広島浜田線と広島呉道路を、中国横断自動車道広島浜田線の広島西風新都インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
広島岩国道路と広島呉道路を、広島岩国道路の廿日市インターチェンジと広島呉道路の仁保インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道岡山米子線と安来道路を、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路の米子西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中国横断自動車道尾道松江線と安来道路を、中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと安来道路の東出雲インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
四国縦貫自動車道と四国横断自動車道愛南大洲線を、四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道愛南大洲線の大洲北只インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
九州縦貫自動車道鹿児島線と鹿児島道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の鹿児島インターチェンジと鹿児島道路の鹿児島西インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
九州縦貫自動車道鹿児島線と椎田道路を、九州縦貫自動車道鹿児島線の小倉東インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち行橋インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。
東九州自動車道と椎田道路を、東九州自動車道の行橋インターチェンジを経由し連続して通行する場合（東九州自動車道のうち行橋インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの全区間が供用する日の前日までに限る。）。